

65 歳定年制と 65 歳以降の継続再雇用制度を導入。

—生涯現役で、より働きやすい就業環境の実現をめざす—

株式会社カルラ(本社:宮城県富谷市、代表取締役社長 井上 善行)は、2019 年 3 月 1 日から、定年を 65 歳とする「65 歳定年制」と「65 歳以降の継続再雇用制度」を導入いたします。

少子高齢化による社会構造の変化を背景に、高齢者雇用に関する環境や就労に対する意識が大きく変化してきています。

現在、当社の定年は 60 歳ですが、2005 年に 65 歳まで再雇用できる制度を導入し、その後、2013 年の改正高年齢者雇用安定法施行後は、原則として希望者全員を 65 歳まで再雇用してきています。

しかしながら、制度導入当時と比べ、企業の人手不足がより深刻化し、働き方改革の議論の中でも高齢者の就労促進が重点課題の一つに掲げられております。

当社を取り巻くこれらの環境から、今回「65 歳定年制」を導入することに決定し、あわせて従来の 65 歳までを上限にしていた継続再雇用制度を、65 歳定年を迎え当社が定める基準を満たした社員を対象に、更に 1 年毎に継続再雇用を行う制度として導入することになりました。

この制度改訂は、社会の変化に対応するとともに、今後の労働力の確保と、長年培われた経験、高いスキルを持った社員が一層活躍できる場を提供することを目的としております。

尚、60 歳以降の待遇についても、職務や役職に変動が無い場合は、59 歳以前と同等の給与水準を維持し、社員の生活基盤の安定を図っております。

今後とも、全ての社員が生涯現役をテーマに、健康とモチベーションを維持しながら、能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、当社における働き方改革を推進して、より一層の成長・発展を目指してまいります。